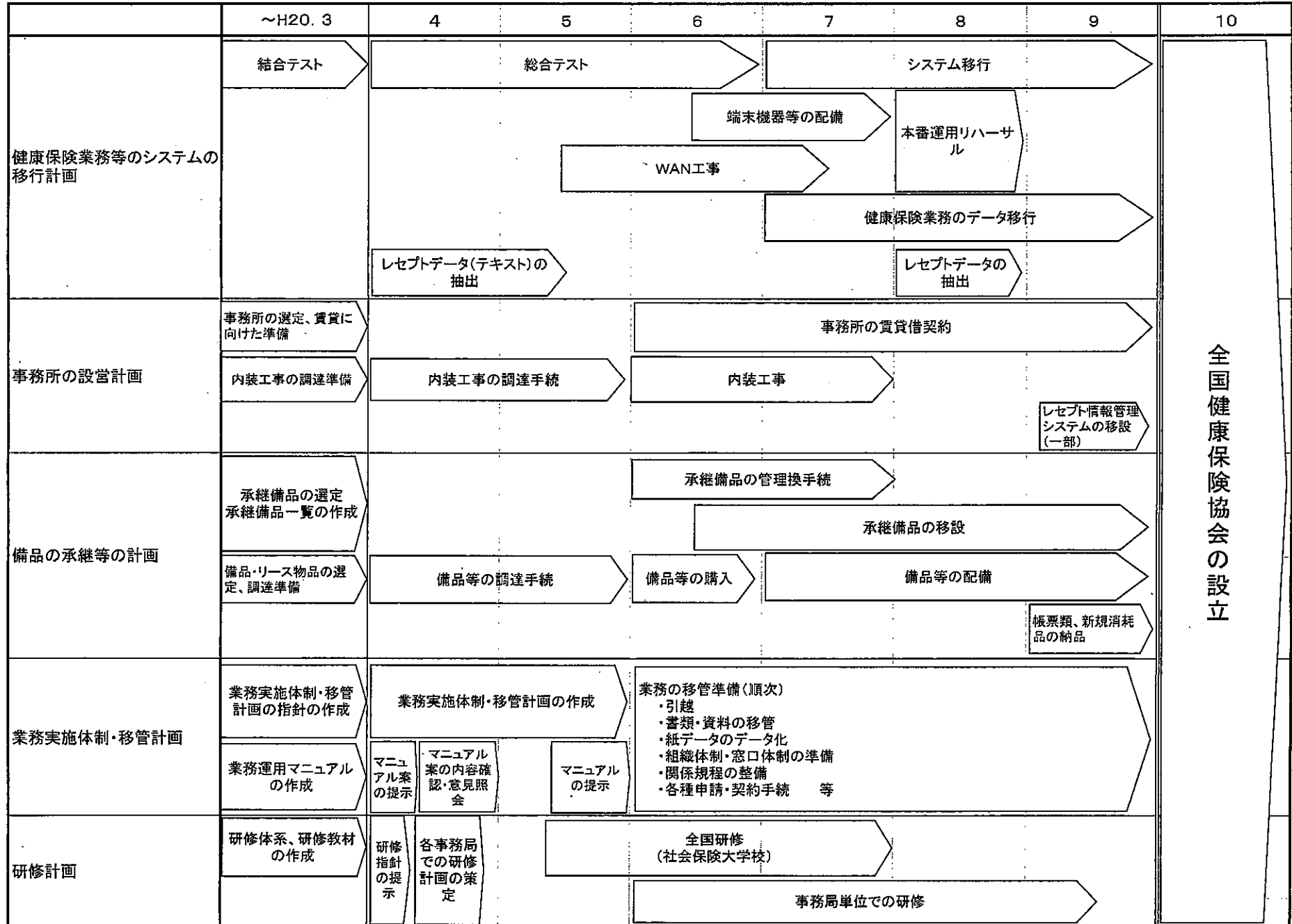


社会保険庁における健康保険業務の移管に向けた準備について

社会保険庁においては、平成20年10月の全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の被保険者等の意見を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るなど必要な体制づくりを進めるとともに、システム開発など必要な準備を進め、健康保険事業を円滑かつ確実に移行していく。

<p>被保険者等の意見を反映した事業運営の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・情報提供の推進 ・健康保険事業に関する懇談会の開催 ・健康保険委員(健康保険サポーター)制度の実施 	<p>平成20年10月に円滑な業務の移行</p>
<p>業務改革の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の集約化、外注化の推進 ・被保険者サービスの向上(サービススタンダードの遵守の徹底、郵送や電子申請の推進等) 	
<p>保健事業の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診の受診率や事後指導の実施率の向上 ・特定健康診査・特定保健指導への対応(平成20年4月) 	
<p>医療費適正化対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ効率的なレセプト点検の推進 ・地域の医療費分析の充実 	
<p>業務の移管等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制・移管計画の策定、業務の移管 ・広報、事務所の設営、備品の承継等 ・マニュアルの策定、研修 	
<p>システム開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会の健康保険業務システムの開発、テスト、データ移行、システム移行 	

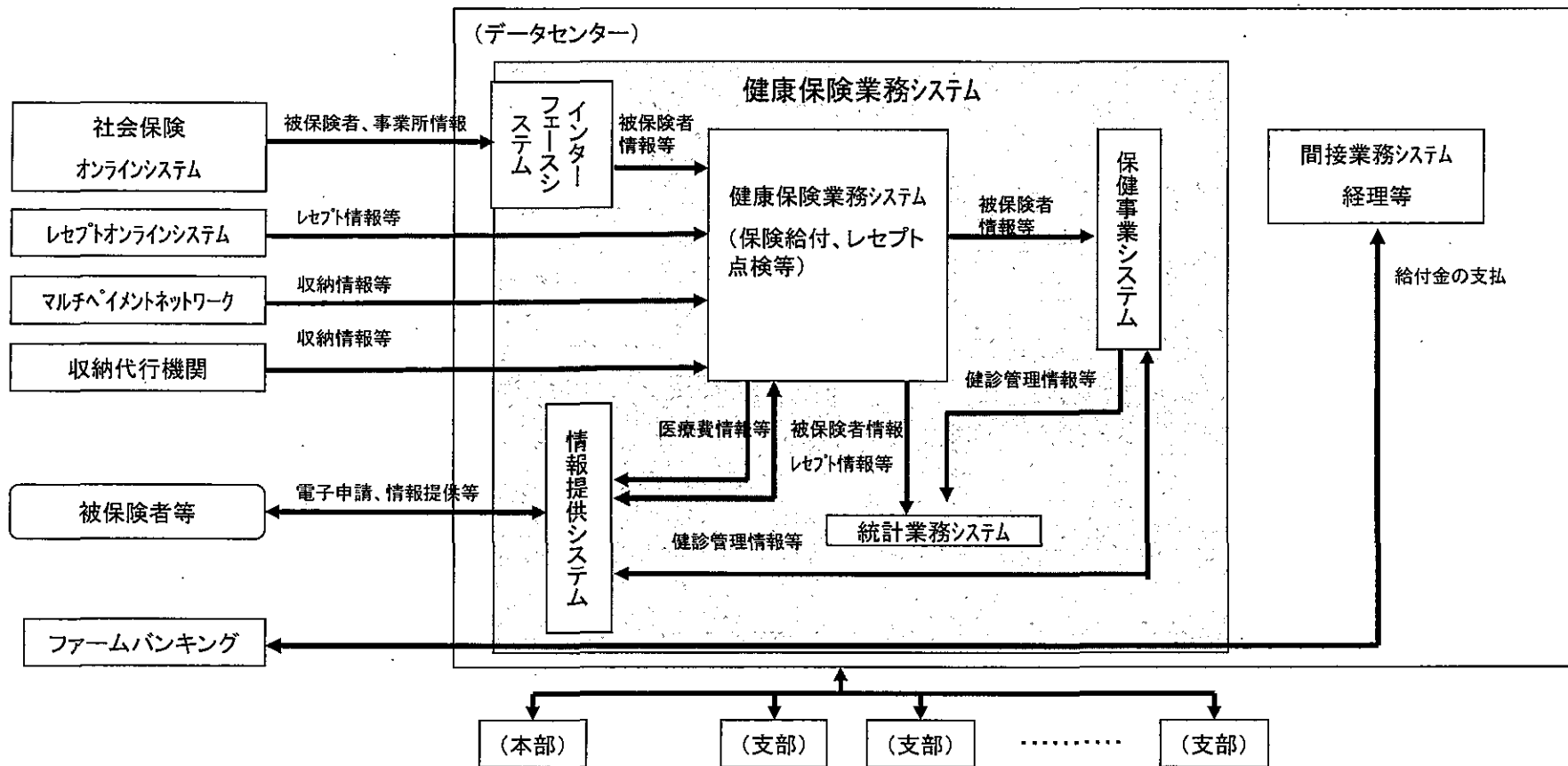
全国健康保険協会の健康保険業務の移管に向けた準備スケジュール(イメージ)



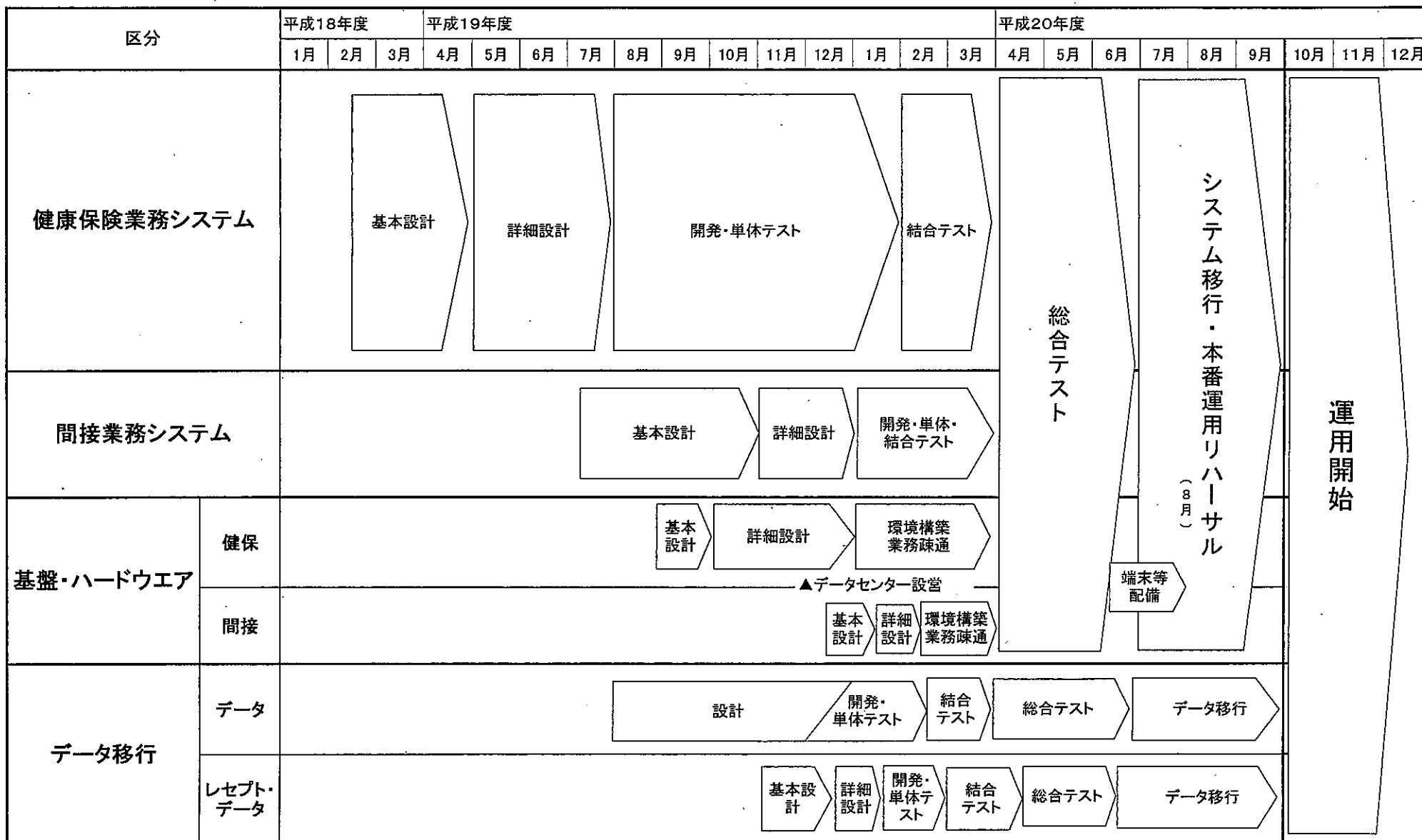
全国健康保険協会の設立

全国健康保険協会の健康保険業務システムのイメージ

- 全国健康保険協会の健康保険業務システムについては、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年10月31日改定)に基づき、①業務の効率化・合理化、②被保険者サービスの向上、保険者機能の強化、④安全性・信頼性の確保、⑤経費削減を基本理念として、最適な業務・システムの構築に取り組むこととしている。その際、健康保険組合で用いられている健康保険業務パッケージを最大限活用するとともに、ハードウェア及びソフトウェアについてはオープンシステムとすることにより、費用対効果に優れたシステムの構築を図ることとしている。
- 現在、プログラム開発を終了し、結合テストを実施しており、今後、総合テスト、データ移行、システム移行を進めていく。



全国健康保険協会のシステム開発スケジュール(イメージ)



全国健康保険協会管掌健康保険の愛称及びシンボルマークについて

政府管掌健康保険については、現在、国(社会保険庁)が運営しており、一般的に「政管健保(せいかんけんぽ)」という略称で呼ばれている。平成20年10月に全国健康保険協会が新たな保険者として設立され、国から独立した新たな健康保険として発足することから、これを広く国民の皆様にご存知のと同時に、健康保険に加入している被保険者等の参画意識を高め、健康保険をより身近なものとしていただくため、平成19年8月27日～10月31日にわたり、新たな健康保険にふさわしい愛称(略称)及びシンボルマークを募集したところ、愛称(略称)922点、シンボルマーク274点もの多数の応募があった。

全国健康保険協会設立委員と外部有識者からなる選考会議における選考を経て、12月26日の第9回設立委員会において、応募の中から下記のとおり愛称及びシンボルマークが決定された。

今後、ホームページ、パンフレット等において、全国健康保険協会管掌健康保険の周知・広報に広く活用していく。

【愛称】

協会けんぽ

【シンボルマーク】



※シンボルマークの色は、赤色

健康保険事業に関する懇談会の開催について

全国健康保険協会設立後の支部の評議会を見据え、本年度から全都道府県社会保険事務局において、事業主、被保険者及び学識経験者の参画による、健康保険事業に関する懇談会を開催。

■懇談会の開催状況

- 第1回 10月までに全社会保険事務局で実施済み
- 第2回 2月までに全社会保険事務局で実施済み
- 第3回 12月:2事務局 1月:1事務局 2月:9事務局 3月:23事務局 調整中:12事務局

■懇談会における議論の状況

○懇談会においては、社会保険事務局によって差異はあるものの、協会設立後の状況も見据え、健康保険事業の在り方等をめぐって様々なご意見をいただいております、主な議論を整理すると以下のとおり。

- ・事業主、被保険者の立場から意見を言える場が設けられたことを評価
- ・都道府県別保険料率の設定に向けて対策が必要
- ・地域の特性を踏まえた保健事業の展開や、保健事業に対する事業主の理解が必要
- ・医療費の高低の要因など、地域の医療費の分析が必要
- ・医療提供体制の在り方が重要であり、これに対してどのように関与していくか
- ・被保険者等の利便性の確保という観点から窓口体制をどのようにしていくか
- ・現金給付の支払いまでの期間の短縮や医療費通知の在り方などサービスをどのようにしていくか
- ・被保険者に対するわかりやすい広報や都道府県別保険料率導入に向けた周知など広報をどのようにしていくか
- ・健康保険委員はどのような役割を果たしていくべきか、また、委員を増やすことが必要
- ・事務所のセキュリティ対策が必要 等

○各社会保険事務局においては、懇談会の議論を踏まえ、保健事業など平成20年度以降の事業の在り方等について議論を深めていただきたい。

健康保険委員制度について

健康保険事業について、被保険者の参画・協力による事業の推進を図るため、広報、相談、各種事業の推進、モニター等、事業に協力していただく被保険者を健康保険委員（健康保険サポーター）として委嘱。

【健康保険委員の役割】

■ 広報

地方社会保険事務局からの情報提供に基づき、被保険者等に対して健康保険事業に関する周知・広報を行うこと。
（事例：協会の愛称及びシンボルマークや特定健診・後期高齢者医療制度、郵送受付の集約等を周知 等）

■ 相談

健康保険給付等の申請手続等について、被保険者からの相談に応じること。

■ 各種事業への推進

政管健保の保健事業等の健康保険事業の促進や円滑な実施のために、被保険者等に対して健康保険事業に関する理解の促進や、健康づくりや生活習慣病の予防に関する啓発、各種事業への参加の呼びかけ等を行うこと。
（事例：健診受診の勧奨 等）

■ モニター

政管健保の健康保険事業の運営やサービスに関して、定期的に電子メール等を通じて被保険者としての意見を述べること。
（事例：健診等に関するアンケート、健康保険事業に関する意見募集 等）

○ 実施状況

・健康保険委員の委嘱数 1,903名（うち、社会保険委員1,854名、公募29名）

健康保険給付業務の集約化の実施状況

○ 健康保険給付業務の集約化の実施状況

・支払までの全業務を集約

受付→**審査・入力・決定・支払**： 29事務局(柔整のみ支払まで含めると33事務局)

・審査、入力を集約

受付→**審査・入力**→決定・支払： 14事務局

・入力のみ集約

受付・審査→**入力**→決定・支払： 1事務局

・未実施・検討中・今後予定： 3事務局

○ 申請に係る電話相談の集約化： 22事務局

○ 郵送受付の集約化： 9事務局